

# オアシスデイサービス運営規程

## (地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス事業所)

### (事業の目的)

第1条 株式会社オアシス(以下「事業者」という)が開設するオアシスデイサービス(以下「事業所」という)が行う地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス事業(以下「デイサービス」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び生活相談員等(以下「職員」という)が要介護・要支援状態の高齢者(以下「利用者」という)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営方針)

第2条 運営方針は、次のとおりとする。

- (1) デイサービスは、利用者の要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 事業者は、自らその提供するデイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3) デイサービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 事業所の職員は、デイサービスの提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、デイサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業所の職員は、デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってデイサービスの提供を行う。
- (6) 事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したデイサービスの提供ができる体制を整える。
- (7) 原則として、ご利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わない。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、そ

の態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 オアシスデイサービス
- (2) 所在地 静岡県富士市中之郷1283番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)  
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上  
事業所に対する利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導、地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス計画の作成等を行う。
- (3) 介護職員 2名以上  
地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス計画に沿ったデイサービスの提供にあたる。
- (4) 機能訓練指導員 1名以上  
利用者の機能訓練の指導にあたる。
- (5) 看護職員 1名以上  
利用者の健康管理にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(12/30～1/3を除く)
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後4時15分
- (4) 延長サービス なし

(利用定員)

第6条 デイサービスの利用定員は、18名とする。

(デイサービスの内容、利用料及びその他の費用等)

第7条 デイサービスの内容は次のとおりとし、デイサービスを提供した場合の利用料の額は、富士市長が定める基準によるものとし、当該デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、割合負担証の告示による額とする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス

- (3) 送迎サービス
  - (4) 機能訓練サービス
  - (5) 生活相談サービス
  - (6) その他デイサービスに係るサービス
- 2 前項の規定の他、その他の費用として次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。
- (1) 食費 1食あたり850円  
但し、物価の変動や時勢により変更する場合がある。
  - (2) おむつ代 実費(持込可)
  - (3) その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用 実費
- 3 前項の支払を受ける場合、又は前項(1)の金額を変更する場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をし、同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 デイサービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は富士市内の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用に当たっての利用者及びその家族の留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 職員による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、デイサービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 事業所内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び職員の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、職員が認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) デイサービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する計画を策定し、定期的に避難訓練、救

出訓練その他の必要な訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第12条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守するものとし、退職後も同様とする。

(苦情処理)

第13条 事業者は、提供したデイサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者の配置、調査の実施、改善措置、利用者または家族への説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(損害賠償)

第15条 事業者は、利用者に対するデイサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努めるものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(地域との連携など)

第17条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

2 事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、デイサービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し提供している事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

3 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(付則)

この規程は、平成 26 年 2 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。